

## みやぎNPO夢ファンド運用委員会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、みやぎNPO夢ファンド設置規程(以下、「設置規程」という。)第10条の規定により、みやぎNPO夢ファンド運用委員会(以下、「運用委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (運用委員の任期)

第2条 運用委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 運用委員の現在数が設置規程第8条の定足数を満たなくなった場合は、速やかにこれを補充しなければならない。

3 補欠又は増員により選任された運用委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 運用委員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (組織)

第3条 運用委員会には、設置規程第8条に定める運用委員長のほか、運用委員の互選により副委員長1人を置く。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 運用委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 運用委員会の会議は、運用委員の半数以上の出席がなければ、開会し、議決することができない。

3 運用委員会の議事は、出席した運用委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由により運用委員会に出席することのできない運用委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の運用委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その運用委員は出席したものとみなす。

5 委員長は、必要があると認めるときは、運用委員会の会議に運用委員以外の者の出席を求めることができる。

### (会議の公開)

第5条 運用委員会の会議は、原則として公開により行うものとする。ただし、相当な理由があると運用委員長が認めたときは、この限りではない。

### (庶務)

第6条 運用委員会の庶務は、設置規程第3条に則り処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運用委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が運用委員会に諮って定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成16年2月12日から施行する。

2 運用委員の第1回の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、この要綱を制定した日から平成18年3月31日までとする。